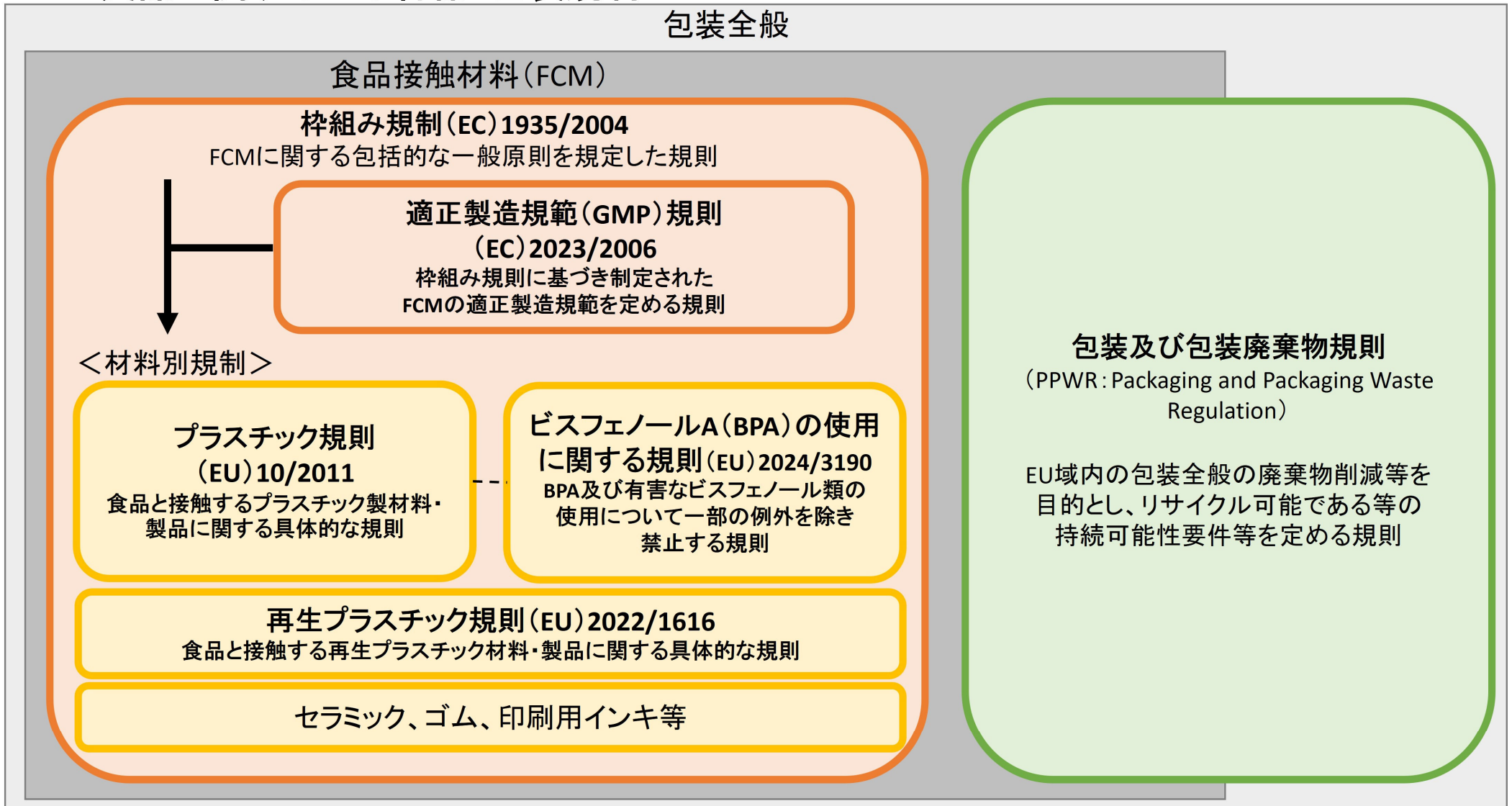


EUの包装及び包装廃棄物規則(PPWR) ～食品輸出の観点から～

PPWR : Packaging and Packaging Waste Regulation

農林水産省 輸出・国際局 規制対策グループ
2026年9月10日 (木)

EUの食品に関する主な容器・包装規制



- プラスチック製食品接触材に特化した規則
- 具体的な安全基準や試験方法を設定

認可化学物質のリスト (Union List 附属書1)

- 食品接触材料に使用することができる化学物質のリスト
- 原則として、Union Listに含まれる物質のみ使用可能
- 物質の規格、制限、使用方法も記載

食品への
化学物質の
移行量を制限



適合宣言 (第15、16条)

- 事業者は、適合宣言書を作成しなければならない。
- 小売以外の上市段階で、適合宣言書を手に入れるようにしなければならない。
- 事業者は、本規則の要求事項に適合していることを示す試験結果等の支援文書を当局の求めに応じて提出しなければならない。

＜適合宣言書の記載事項＞

- ① 宣言書を発行した事業者名及び住所
- ② 製造者又は輸入者名及び住所
- ③ 化学物質又は製品の識別
- ④ 宣言日
- ⑤ 枠組み規則、プラスチック規則に適合していることの確認
- ⑥ 化学物質及び分解生成物の十分な情報
- ⑦ 二重用途添加物の十分な情報
- ⑧ 使用に関する具体的事項
- ⑨ ファンクショナルバリアが使用されている場合の適合確認

- 食品メーカーが包材を購入してパッケージした食品をEU向けに輸出する場合は、**包材メーカーから適合宣誓書**を手入れし、**EU側輸入事業者**に提供する必要

包装及び包装廃棄物に係る規則(PPWR) 要件の全体像 4

- EUへ輸出される包装製品（食品を含む）は、適用開始までに要件を満たさなければ、EU市場で販売できなくなる
- 下記に抜粋した要件は、商品の包装に課される要件である。各要件の詳細については、本規則とは別に、今後2～10年の間に下位規則の中で定められる。特に、6条、7条は、事業者にとっても大きな影響がある要件である

有害物質の使用規制（5条）

2026年8月以降、包装における懸念物質の量及び濃度は最小化しなければならない。食品接触包装材については、PFASについて、含有量濃度が基準値以下にする必要がある。

包装の最小化（10条）

2030年以降、包装材は、機能を確保するために必要な最小限の重量・体積で設計される必要がある。
例）二重壁、二重底、不必要な層等の、体積を不必要に増加する包装は禁止

リサイクル可能な包装（6条）

2030年以降、リサイクル可能に設計された包装材を活用する必要がある。2030年以降はリサイクル性能等級C以上、2038年以降は、等級B以上を満たすことが求められる。

再利用可能な包装（11条）

2030年以降、パレット等の輸送用包装材、段ボールを除く箱型グループ包装、一部の酒類、乳飲料等を除く飲料包装は、一定割合以上が、再利用可能な包装材で提供される必要がある。

プラスチック包装の最低リサイクル含有割合（7条）

2030年以降、プラスチック包装材（PET・その他プラ）について、リサイクル材を一定割合以上含む必要がある。2040年にはさらに割合を引き上げる。

表示規制（12～14条）

デポジット制度、再利用可能な包装材、リサイクル含有割合等の要件について、ラベル表示が必要となる。

プラスチック包装におけるバイオベース原料（8条）

2028年2月までに、プラスチック包装材について、バイオプラスチックの目標設定等を検討する。

特定の包装の使用禁止（25条）

デポジット制度、再利用可能な包装材、リサイクル含有割合等の要件について、ラベル表示が必要となる。**2030年以降**、特定の包装は禁止される。
例）複数商品をまとめるフィルム、生鮮果実・野菜用のネット/使い捨てトレイ、レストランで提供される調味料等の小袋

堆肥化可能な包装（9条）

ティーバッグ、生鮮野菜・果実に貼られるシール等は、堆肥化可能になるように設計される。

引用：[令和6年度PPWR調査報告書（農林水産省）](#)

EU包装及び包装廃棄物に係る規則（PPWR）の主要要件 5

2026年8月12日から適用済

包装中の有害物質の規制

- **重金属**：包装中の鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの合計濃度が 100 mg/kg を超過したものは使用禁止（既に規定）
- **PFAS**：包装中のPFAS濃度が基準値を超えるものは使用禁止
※基準値（一例）：総フッ素濃度が 50 ppm

適合宣言書及び技術文書の作成

製造事業者は、輸入者の求めに応じ、**適合宣言書及び技術文書を作成しなければならない**

- **適合宣言書**：製品がEUの要件に適合していることを自己宣言する文書
- **技術文書**：適合の根拠を示す文書

包装への識別情報・事業者情報の表示

- 製造者は、包装に以下を表示する必要がある
 - ① **識別情報**（型式、バッチ、シリアル番号など） ← 包装と適合宣言書・技術文書の紐づけが目的
※包装に表示不可の場合、製品への添付文書でも可。
 - ② **製造者情報**（名称、登録商号または登録商標、郵便住所など）
※包装に表示不可の場合、QRコードや製品への添付文書でも可
 - ③ **輸入者情報**（名称、登録商号または登録商標、郵便住所など）
※包装に表示不可の場合、QRコードや製品への添付文書でも可
- 上記の情報は、製品を構成する包装の1つに表示されていればよい

EU包装及び包装廃棄物に係る規則（PPWR）の主要要件 6

2028年2月12日から適用

堆肥化可能な包装

- ・ **ティーバッグ**など、製品と一緒に使用及び破棄されることが意図された包装は、**堆肥化可能でなければならない**
- ・ 堆肥化可能な包装の仕様を整理した規格が、欧州標準化機関（CEN）によって更新される予定だが、**現時点で公表されておらず、下位規則も定まっていない**

2030年1月1日以降に適用

リサイクル可能な包装

- ・ 2030年1月1日以降は、包装の成分のうち、**70%以上**がリサイクル可能である必要
- ・ 2038年1月1日以降は、包装の成分のうち、**80%以上**がリサイクル可能である必要

※茶葉の包装に使われるアルミ箔を含む多層フィルムは、リサイクルのための分離が難しいため、リサイクル可能ではない

プラスチック包装における リサイクル材の含有割合

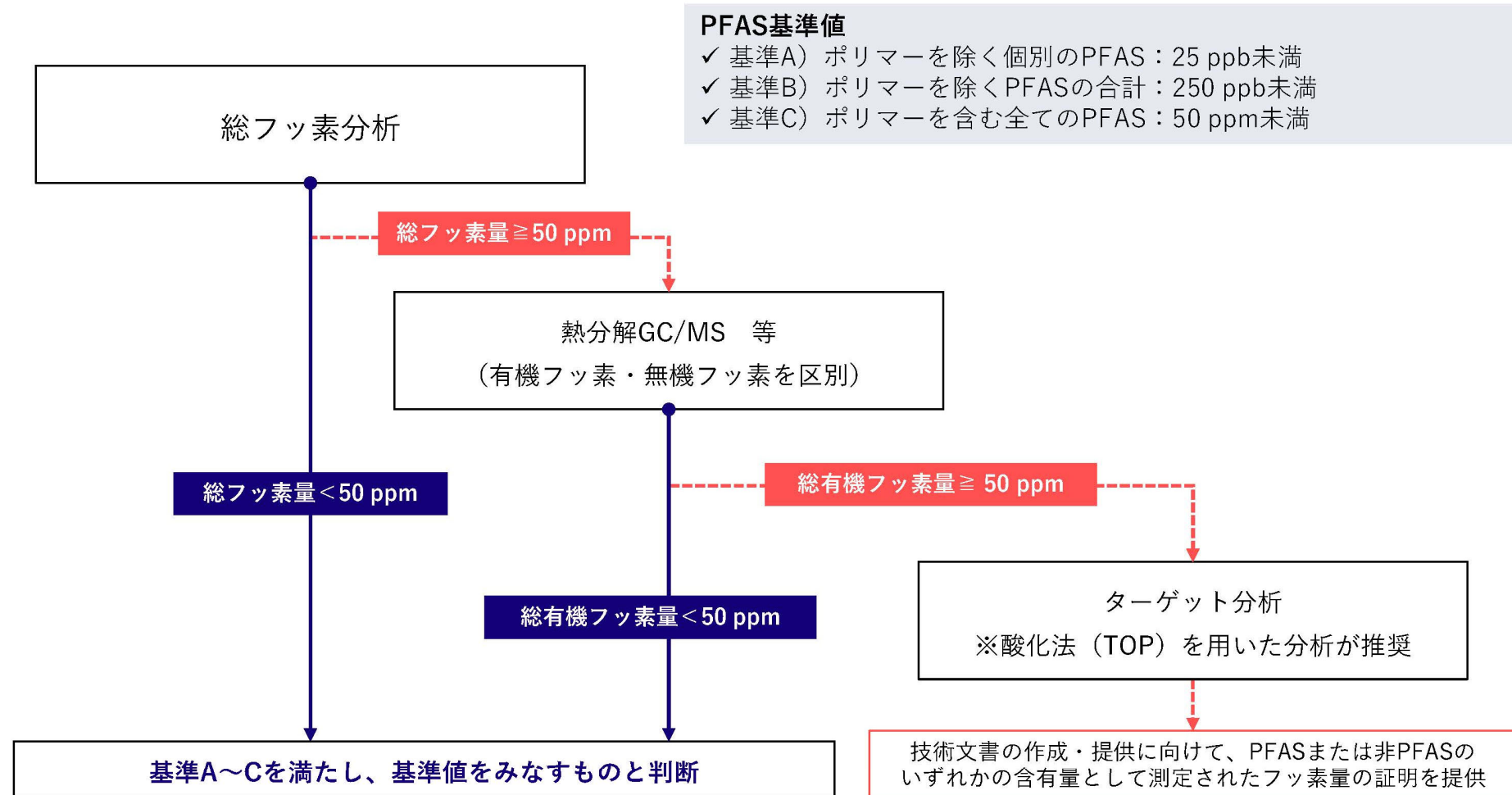
主要成分	含有率 (2030年以降)	含有率 (2040年以降)
PET包装	30%	50%
PET以外のプラスチック包装	10%	25%
使い捨てプラスチック飲料ボトル	30%	65%
その他のプラスチック包装	35%	65%

主要要件	適用タイムライン						適用開始時期 (委任法採択時期により変化)	関連内容の下位法整備時期
	'26	'27	'28	'29	'30	'31以降		
有害物質の使用規制 (5条)							2026年8月12日～	～2026年12月31日：“有害物質”の評価・リスト整備
リサイクル可能性 (6条)							2030年～等級C以上 2030年1月1日～マテリアル対応設計 2035年1月1日～大規模リサイクル可能 2038年～等級B以上	～2028年1月1日：リサイクル性能等級、リサイクル設計基準を定める委任規則 ～2030年1月1日：大規模リサイクルの評価の方法論、閾値、CoCメカニズムを定める実施規則
プラ包装の再生材含有 (7条)							2030年～第1段階 2040年～第2段階	～2026年12月31日： ・ リサイクル技術の持続可能性要件を補完する委任規則 ・ 比率の計算方法、技術文書を定める実施規則 ・ <u>第三国でリサイクルまたは回収されたリサイクル材の同等性を評価、検証および認証するための方法に関する実施規則</u> ～2028年1月1日：免除について規定
バイオベース原料 (8条)							(未定)	～2028年2月12日：バイオプラスチックの技術開発・環境影響について評価
堆肥化可能な包装 (9条)							2028年2月12日～	～2026年2月12日：CENによる統一規格の作成・更新
包装の最小化 (10条、24条)							2030年1月1日～	～2027年2月12日：CENによる統一規格の作成・更新
包装の再利用 (11条、29条)							2030年1月1日～再利用目標要件	～2027年2月12日： ・ 再利用におけるローテーションの最低回数の設定を定める委任規則 ・ 再利用可能な対象となる製品のガイドライン
表示規制 (12条)							2028年8月～EU統一表示 2029年8月～再利用可能な包装への表示	～2026年8月12日：統一ラベルに関する実施規則
製造者情報の表示 (15条)							2026年8月12日～	—
適合宣言書の作成 (38条～)							2026年8月12日～	—
拡大生産者責任 (44条～47条)							2026年8月12日～	～2026年2月12日：登録簿への登録および報告の様式 上記から18か月以内：加盟国は生産者登録管理簿を設置

(出所) Regulation(EU)2025/40より作成

出典：PPWRガイダンス概要（農林水産省）

■ PFASの基準値を遵守するために推奨される評価の段階的なアプローチ方法



(出所) C/2026/3702 final ([https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C\(2026\)3702](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=PI_COM:C(2026)3702)) より作成



- 左記のフィルムは、リサイクル性の観点で**不適合**となる見込み
- PEベースの包材で、バリア層にアルミコーティングしたPE（アルミ蒸着PE）を用いたものは、**適合**となる見込み

参考：欧州の業界団体（CEFLEX）のガイドライン
（PEベース包材中での取り扱い）

適合○	不適合×
アルミ蒸着フィルム （アルミ層の厚さ：約0.05μm）	アルミ箔 （厚さ：7-12 μm）

※出典：日本包装技術協会「包装…知っとく知識」

参考：各素材の主な特性

バリア性のない素材（多く使用されており、安価でリサイクル可能）	
ポリエチレン（PE）	柔軟性がある。コストが低い。
バリア性を持つ素材（コスト高）	
ポリエチレンテレフタレート（PET）	酸素バリア性が高い。 剛性が高く、外部からの力に対して変形しづらい。
アルミ箔	水蒸気バリア性、酸素バリア性、遮光性共に非常に高い。
アルミ蒸着フィルム	水蒸気バリア性、酸素バリア性共に非常に高い。 アルミ箔には劣るが遮光性も高い。

※ 出典：食品用プラスチック容器包装の利点（日本プラスチック工業連盟）

国内包装メーカー各社では、モノマテリアル包材の開発等、PPWRの対応に向けた取り組みが進められている。海外では、適合見込みの高いものが一部製品化しているとのWEB情報あり。賞味期限の短縮やコストアップなどは不可避。

取り組み事例

企業名	概要	典型的な素材例	転換後の素材
A社	冷凍食品や茶葉（紅茶） 用にPEあるいはPPを90%以上含む単一包装を上市済み。アルミ箔を用いる従来包装と同等のバリア性能と高速充填性を達成。	●冷食：PP/アルミ蒸着/PE ●茶葉：PET/PE/アルミ箔	●PE ●PP/アルミ蒸着
B社	PEやPPをベースとした、優れたバリア適性と後加工適性を有する同社の開発素材「GL BARRIER」を用いた包装。 レトルト食品や菓子、軽食（ナッツ） の包装で上市済み。	●レトルト食品： PET/ナイロン/アルミ箔/PP ●菓子：PP/アルミ箔/PE	●PE ●PP ●PET
C・D・E社	従前の複層包装材を単層化するとともに、VOCフリー化を実現。2023年5月において開発済み。	（従来の素材） PE/EVA/アルミ箔 等	PE
F社	冷凍食品、総菜・調理食品、パン・菓子 用途での使用を想定するPE単一素材のガゼット包装材を開発中（2026年1月時点）。	●冷食：OPP/アルミ蒸着/PE ●総菜等：蒸着PET/ナイロン/PP	PE
G社	従来のOPPフィルムでは困難とされてきた高い耐熱性とバリア性を両立。オレフィン系包装材のモノマテリアル化に寄与する。2023年度に上市済み。 熱殺菌処理を要する食品 での使用を想定。	レトルト食品： PET/ナイロン/アルミ箔/PP	PP
H社	再生材を30%利用したOPPフィルムを積層し、複層PP包装を製造する。また、この包装OPPフィルムを再生することが可能。2024年において実証済み。 茶葉（紅茶） 用の包装で利用。	茶葉：PET/PE/アルミ箔	PP

- 製造事業者は、PPWRの規則の要件に適合していることを示す**適合性評価**を実施。要件に適合していることを記載した**技術文書（※）**と**EU適合宣言書（EU declaration of conformity）**を作成しなければならない。
- 対象となる条項は、含有物質（第5条）、リサイクル可能性（第6条）、プラスチック包装のリサイクル材最低含有率（第7条）、プラスチック包装におけるバイオベース原料（第8条）、堆肥化可能性（第9条）、包装の最小化（第10条）、再利用の可能性（第11条）、包装のラベル表示・情報提供（第12条）

包装材の供給事業者（supplier）

製造事業者に包装・包装材料を供給する事業者

- 要件に適合する包装材の製造
- 包装された製品の製造事業者に必要な情報を提供
- （場合によっては）技術文書を作成

- ✓ 適合性評価が実施された製品のみ上市できる。
- ✓ 包装材メーカーだけではなく、サプライチェーン上の各事業者が包装材の適合性を確認する必要がある。

（※）技術文書には、適用される要件を明記するとともに、評価に関連する範囲において、包装の設計、製造および運用について記載。具体的な記載項目はPPWR規則付属書Ⅶを参照。

製造事業者（manufacturer）

・包装または包装済み製品を製造する事業者
あるいは
・自らの名称・商標で設計・製造した包装・包装製品を有する事業者

- 適合性評価を実施
- 適合宣言書を作成（記載項目はp.8参照）
- （場合によっては）技術文書を作成
- 文書の保管→上市から5年間（使い捨て包装）または10年間（再利用可能な包装）

輸入事業者（importer）

EU市場に初めてその包装・包装製品を輸入する事業者

- 要件への適合性を確認
- 文書の保管
- 適合性維持のための管理

販売事業者（distributor）

製造事業者、輸入事業者以外の包装を上市する事業者

- 開示情報の適切な利用
- 適合性維持のための管理

共通実施事項

- 不適合の懸念がある場合、是正措置・回収・当局への報告・協力
- 当局の要請に基づき、適合性の実証に必要な情報の提供

- 適合宣言書とは、**製造業者またはその認定代理人が、製品がEUの要件に適合していることを自己宣言**するために署名する必要がある必須文書。EUでは規則順守に関しては、第三者認証機関の認証を受ける場合と、適合宣言書で自己宣言する場合があります、PPWRは後者。CEマークも自己宣言が認められている。

	適合宣言書の記載内容
1	包装を特定できる識別番号
2	製造者または認可代表者の氏名、職位、住所
3	宣言：“This declaration of conformity is issued under the sole responsibility of the manufacturer”
4	宣言の対象となる包装の説明
5	適用した統合規格*の記載
6	適用した共通仕様**の記載
7	通知機関が発行する証明書に関する説明***（該当する場合のみ）
8	署名、宣言書の識別番号

*

欧州官報に記載された統合規格：
「EN 13427:2004」「EN 13428:2004」
「EN 13429:2004」「EN 13430:2004」
「EN 13431:2004」「EN 13432:2004」

**

業界で共通の仕様

- ・通知機関の名称、住所、番号
- ・通知機関が実行した措置の説明
- ・発行された日付
- ・必要に応じ、証明書の有効期限および条件

（出所）PPWR規則付属書VIIIより作成

適合宣言書のフォーマットは欧州委員会のウェブサイトからダウンロードできます

→<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/23962/attachments/1/translations/en/renditions/native>